

法律	政令案	省令案	告示案 資料 2
<p>【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)】 (基本方針) 第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。</p>	—	—	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">未定稿</div> <p>【困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(別途議論)】</p>
<p>(女性相談支援センター) 第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。 2～6 (略) 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。</p>	—	<p>【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則】 (法第九条第七項の厚生労働省令で定める場合) 第一条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号。以下「法」という。)第九条第七項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号。次号において「配偶者暴力防止等法」という。)第一条第一項に規定する配偶者からの暴力から保護することが必要と認められる場合 二 同居する者等であつて又は配偶者暴力防止等法第一条第三項に規定する配偶者以外の者からの暴力から保護することが必要と認められる場合 三 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等から保護することが必要と認められる場合 四 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第七号に規定する人身取引等により他人の支配下に置かれていた者として保護することが必要と認められる場合 五 住居がない又は何らかの理由で帰宅することが心身に有害な影響を与えるおそれがあると認められる場合であつて、保護することが必要と認められる場合 六 女性相談支援センターが支援に関する方針を決定するにあたり一定の期間を要すると認められる場合であつて、保護することが必要と認められる場合 七 心身の健康の回復を図るために保護することが必要と認められる場合 八 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければならない支援の対象となる者の生命又は心身の安全が確保されないおそれがあると認められる場合であつて、保護することが必要と認められる場合</p>	<p>【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第九条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準】 一 地方公共団体、社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人その他の法人又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第二条に規定する困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。以下同じ。)の保護の実施に係る活動実績を三年以上有し、かつ、宿泊を伴う困難な問題を抱える女性の保護の実施に係る活動実績を一年以上有する者であること。 二 困難な問題を抱える女性の一時的保護の用に供する施設として特定した施設(以下「委託一時保護所」という。)が、不特定多数の者に開放されておらず、かつ、委託一時保護所に入所した女性(以下「一時保護対象者」という。)の安全及び衛生の確保並びに一時的保護対象者のプライバシーの保護に配慮した設備を有していること。 三 次に掲げる運営が可能な体制にあること。 イ 宿泊を伴う保護を行うこと一時保護対象者を二週間以上継続して入所させること。 ロ 一時保護対象者に対して食事(調理のための設備を有する委託一時保護所にある場合は、食材を含む。)及び被服を提供すること。 ハ 一時保護対象者の支援の方針処遇について、女性相談支援センターと連携を図ること。 ニ 夜間を含め、速やかに一時保護対象者と連絡を取ること。 四 事前に都道府県と報告徴収等について定めた委託契約を締結していること。</p>
	<p>【女性相談支援センターに関する政令】 (女性相談支援センターの所長) 第一条 女性相談支援センターの所長は、都道府県知事(女性相談支援センターを設置する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長を含む。次条において同じ。)の補助機関である職員であつて所長の職務を行うに必要な専門的な知識経験、女性の人権に関する識見を有する者のうちから任用しなければならない。</p>		—
<p>(女性相談支援センター) 第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。 2～10 (略) 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>(女性相談支援センターの職員) 第二条 女性相談支援センターの職員のうち、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下「法」という。)第九条第三項第一号に規定する相談をつかさどる職員は、都道府県知事の補助機関である職員であつて社会福祉主事たる資格を有する者のうちから任用しなければならない。 2 法第九条第三項第三号に規定する医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助をつかさどる職員は、都道府県知事の補助機関である職員であつて次の各号のいずれかに該当する者のうちから任用するように努めなければならない。 一 医師であつて、精神衛生に関して学識経験を有する者 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。) 三 前二号に掲げる者に準ずる者</p>	—	—
<p>(民間の団体との協働による支援) 第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。</p>	—	<p>【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則】 (法第十三条第一項の厚生労働省令で定める方法) 第二条 法第十三条第一項の厚生労働省令で定める方法は、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行及び相談窓口の設置その他の法第二条に規定する困難な問題を抱える女性を支援する適切な方法とする。</p>	—

法律	政令案	省令案	告示案	資料2
<p>(都道府県及び市町村の支弁) 第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。 一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。) 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用</p> <p>(国の負担及び補助) 第二十二條 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。</p> <p>【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)】 (国の負担及び補助) 第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用</p>	<p>【女性相談支援センターに関する政令】 (国が負担する費用の範囲) 第三條 法第二十二條第一項の規定により国が負担する法第二十条第一項第一号に掲げる費用の範囲は、女性相談支援センターの運営に要する費用(次項各号及び第四項各号に掲げる費用並びに第三項に規定する費用を除く。)とする。 2 法第二十二條第一項の規定により国が負担する法第二十条第一項第二号に掲げる費用の範囲は、次のとおりとする。 一 法第二十条第一項第二号に規定する一時保護の実施に要する費用(第四項第一号に掲げる費用を除く。) 二 前号に規定する一時保護の実施に伴い必要な事務に要する費用(第四項第二号に掲げる費用を除く。) 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第二十八條第一項(同法第二十八條の二において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により国が負担する同法第二十七條第一項第一号(同法第二十八條の二において準用する場合を含む。)に掲げる費用の範囲は、同法第三條第三項(同法第二十八條の二において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき同項各号に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次項各号に掲げる費用を除く。)とする。 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第二十八條第一項の規定により国が負担する同法第二十七條第一項第二号(同法第二十八條の二において準用する場合を含む。第一号において同じ。)に掲げる費用の範囲は、次のとおりとする。 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第二十七條第一項第二号に規定する一時保護の実施に要する費用 二 前号に規定する一時保護の実施に伴い必要な事務に要する費用</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
	<p>(費用の算定基準) 第四條 前条第一項及び第三項の費用は、厚生労働大臣が定める職員の旅費、備品費、消耗品費等の額を合計して算定するものとする。 2 前条第二項第一号及び第四項第一号の費用は、厚生労働大臣が地域差等を考慮して定める女性相談支援センターでこれらの規定に規定する一時保護が行われた者(以下この条において「一時保護対象者」という。)一人一日当たりの飲食物費、被服費、保健衛生費等の合計額に一時保護対象者の延べ人員を乗じて算定するものとする。 3 前条第二項第二号及び第四項第二号の費用は、厚生労働大臣が地域差、一時保護対象者の延べ人員等を考慮して定める職員の給与及び旅費並びに庁費等の額を合計して算定するものとする。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
<p>【社会福祉法(昭和26年法律第45号)】 (社会福祉施設の基準) 第六十五條 都道府県は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。 2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 一 社会福祉施設に配置する職員及びその員数 二 社会福祉施設に係る居室の床面積 三 社会福祉施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの 四 社会福祉施設の利用定員 3 社会福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。</p>	<p>—</p>	<p>【女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準】 ※基準全体は別紙参照 (給付金として支払を受けた金銭の管理) 第十七八條 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げる場所により管理しなければならない。 一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。 二 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。 三 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。 四 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。</p>	<p>【女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準第十七條の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金】 女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準第十七條の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金は、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定による児童手当及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)の規定による子ども手当とする。</p>	

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(案)

*赤字 省内検討に伴う修正
 緑字 有識者会議構成員からのご意見を踏まえた修正

見出し	内容
趣旨	第一条 女性自立支援施設(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第十二条第一項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。)に係る社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、指定都市又は中核市。以下同じ。)が条例を定めるに当たって従うべき基準 二 社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十一条第三項第四号及び第四項第一号イの規定による基準 三 社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条、第十二条、第十六条及び第十七条第四項の規定による基準 四 社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第十三条の規定による基準 四五 社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三各号に定める規定による基準以外のもの
基本方針	第二条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において入所者の有する能力により自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援処遇を行うよう努めなければならない。
基準と女性自立支援施設	第三条 女性自立支援施設は、社会福祉法第六十五条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。
構造設備の一般原則	第四条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。
非常災害対策	第五条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画(第十六条第四項において「非常災害計画」という。)を策定しなければならない。立てておかななければならない。 2 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
安全計画の策定等	第六条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、施設外での活動を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画(以下この条及び第十六条第四項において「安全計画」という。)を策定し立て、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 3 女性自立支援施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
苦情への対応	第七条 女性自立支援施設は、その行った支援処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口のを設置その他のする等必要な措置を講じなければならない。 2 女性自立支援施設は、その行った支援処遇に関し、都道府県知事女性相談支援センターから指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 3 女性自立支援施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。
帳簿の整備	第八条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援処遇の状況に関する帳簿を整備しておかななければならない。
職員配置の基準	第九条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、第三号の調理員を置かないことができる。 一 施設長 一 二 入所者の自立支援(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十二条第一項に規定する自立支援をいう。以下同じ。)を行う職員 二以上 三 栄養士又は調理員 一以上 四 看護師又は心理療法担当職員 一以上 五 事務員 一以上 六 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適當数 2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援処遇に支障がない場合には、この限りではない。

見出し	内容
施設長の資格要件	<p>第十条 施設長は、施設を運営する能力と熱意にあたって女性の人権に関する高い識見と専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動更生保護事業に三年以上従事したものであること。 二 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。 三 心身ともに健全な者であること。
設備の基準	<p>第十一条 女性自立支援施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。)としなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。 <p>3 女性自立支援施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事務室 二 相談室 三 宿直室 四 居室 五 集会室兼談話室 六 静養室 七 医務室 八 作業室 九 食堂 十 調理室 十一 洗面所 十二 浴室 十三 便所 十四 洗濯室 十五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 <p>4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 居室 <ul style="list-style-type: none"> イ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね九・九平方メートル以上とすること。 ロ 主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。 ハ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。 ニ 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。 三 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。 四 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じること。 五 その他の設備 <ul style="list-style-type: none"> イ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 ロ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
秘密保持等	<p>第十二条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>

見出し	内容
居室の入所定員	第十三条 一の居室の定員は、原則一人とする。ただし、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、二人とすることができる。
自立の支援等	第十三条 女性自立支援施設は、入所者の心身の健康回復、生活、就労及び就学に関する自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する支援指導及び援助を行わなければならない。 2 前項の支援指導及び援助は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して行わなければならない。 3 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければならない。 4 女性自立支援施設は、入所者の自立を促進支援するため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援自立促進計画を作成しなければならない。
給食	第十四条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 3 栄養士を置かない女性自立支援施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。
業務継続計画の策定等	第十五条 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する自立支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。
保健衛生	第十六条 女性自立支援施設は、入所者については、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。 2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。 3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。 4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければならない。
給付金として支払を受けた金銭の管理	第十七条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。 二 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。 三 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。 四 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。
関係機関との連携	第十八条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体、福祉事務所(社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)、福祉事務所、都道府県警察、母子・父子福祉団体、医療機関、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び女性相談支援員、母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。
電磁的記録	第十九条 女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

※なお、居室の面積及び定員に係る改正については、施設設備基準を変更する際の一般的経過措置(施行前に既に存していた施設の場合は、次の改築までなお従前の基準によることができる)を設ける。